

甘いか渋いか柿 8 年



日本知的財産仲裁副センター長
増井忠弼

1. 増える申立、ツレない相手方

永年の願いである司法改革などの流れに、知財高裁や専門訴訟のための技術裁判官制の検討も合流してきた。

この動向に寄り添う形で、新仲裁法、ADR 基本法の施行・制定が来年には日程に上がってくる。

特許等知財関連の訴訟件数は既に年600件前後と増勢にあるが、当仲裁センター(本来は仲裁、調停、和解、斡旋、相談、ドメイン名を含む知財紛争解決センターです。)でも昨年までの一桁から本年の申立は11月迄で調停22件、仲裁 1 件、IP ドメイン 8 件に伸びています。

このように同じ「修復型司法」でも裁断型の合意前提である仲裁よりも、調整型手続の調停の伸びが特筆に値するにも拘わらず、申立をこれを受けて立とうと言う応諾の割合となると、3割位と低調なので、いかにしてこのような応諾率を上げるか及び弁理士会会員の事件持込を増やすかは、二大課題であります。

2. 打ち出した活性化対策

利用しやすく、活発なセンターを目指して、今2つのプロジェクト・チーム(PC)を設け、1年計画で活動中である。一つのPCは1人調停を含む調停制度、その料金の改定(値下げ)、新規業務として導

入する単独及び双方申立による判定制度、その料金体系を、もう一つのPCはIP評価すなわちIP対価研究会である。

特許庁の判定事件をそっくり引き継ぐことは出来ないとしても、センターの各判断事項は単独判定でも双方判定でも、次のように、より一層ニーズに添うものとする事を考えている。

- (1) 特定の物又は方法が特許発明又は登録考案の技術的範囲に属するか否か。
- (2) 特定の意匠が登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属するか否か。
- (3) 特定の標章が商標権の効力の範囲に属するか否か。
- (4) 特定の特許発明、考案、意匠又は商標について無効事由があるか否か。

これからも知的財産仲裁センターは、事例の公開や力強い研修の継続を実現し、法人化(有限責任中間法人)や紛争の国際化への対応を含め、さらに発展して知財紛争の解決機関としていずれは裁判所に伍して活躍する時代が到来する筈である。

暖かい目で近々8年に届く柿の実がなり大きく育つように見守ってくださることを当センターの利用方と併せ心からお願いする次第である。